

千葉市公告第803号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の20第1項の規定により、歩行者利便増進道路を指定するので、同条第5項の規定により公告します。

その関係図面は、千葉市建設局土木部土木管理課にて、令和5年9月15日から30日間一般の縦覧に供します。

令和5年9月15日

千葉市長 神谷俊一

- 1 道路の種類及び路線名
市道都賀53号線
- 2 歩行者利便増進道路の指定日
令和5年10月1日
- 3 歩行者利便増進道路として指定する区間（別紙「歩行者利便増進道路指定区間図」のとおり）
千葉市若葉区都賀3丁目1番9号地先